

令和8年8月から利用者負担段階・食費・居住費が変わります

介護保険負担限度額認定申請について（ご案内）

介護保険施設〔介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院〕やショートステイを利用する方の食費・居住費（滞在費）については、ご本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、これらの負担を軽減する制度があります。この制度を利用するためには、負担限度額認定申請を行い「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

【対象の方】※変更点は下線部

利用者 負担段階	対 象 者	
	所得要件	資産要件（※２）
第１段階	① 老齢福祉年金受給者で町民税非課税世帯の方 ② 生活保護受給者の方	単身：１，０００万円以下 (夫婦：２，０００万円以下)
第２段階	町民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額 (※１)が <u>82.65万円</u> 以下の方	単身：６５０万円以下 (夫婦：１，６５０万円以下)
第３段階①	町民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額 (※１)が <u>82.65万円</u> 超120万円以下の方	単身：５５０万円以下 (夫婦：１，５５０万円以下)
第３段階②	町民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額 (※１)が120万円を超える方	単身：５００万円以下 (夫婦：１，５００万円以下)

(※１) 非課税年金を含みます。

(※２) 第２号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、単身：１，０００万円以下（夫婦：２，０００万円以下）となります。

ただし、町民税非課税世帯でも、別世帯にいる配偶者（事実婚含む）が市町村民税課税者である場合は、対象とはなりません。

負担限度額（１日あたり）※変更点は下線部

利用者 負担段階	居住費（滞在費）							食費（※４）
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室			
			特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院 （※３）	老健・医療院等	
第１段階	８８０円	５５０円	３８０円	５５０円	０円	０円	０円	３００円（３００円）
第２段階	８８０円	５５０円	４８０円	５５０円	４３０円	４３０円	４３０円	３９０円（６００円）
第３段階①	１，３７０円	１，３７０円	８８０円	１，３７０円	４３０円	４３０円	４３０円	<u>６８０円（１，０３０円）</u>
第３段階②	<u>１，４７０円</u>	<u>１，４７０円</u>	<u>９８０円</u>	<u>１，４７０円</u>	<u>５３０円</u>	<u>５３０円</u>	４３０円	<u>１，４２０円（１，３６０円）</u>
基準費用額	２，０６６円	１，７２８円	１，２３１円	１，７２８円	９１５円	６９７円	４３７円	<u>１，５４５円</u>

（裏面に続きます）

基準費用額は施設における平均的な費用の額等を勘案して厚生労働省が定める額です。

(※3)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

(※4) ショートステイを利用した場合は（ ）内の金額となります。

【提出書類】

●介護保険負担限度額認定申請書

個人番号（マイナンバー）を記載した書類の申請手続きの際には、個人番号を確認できる書類と身元を確認できる書類が必要になりますので、窓口で提示してください。（郵送の場合は、写しを添付してください。）

※詳しくは同封のチラシをご確認ください。

●同意書

●預貯金額等が分かるものの写し＜下記参照＞

※通帳の記帳をお願いします。

※生活保護受給者の方は添付不要です。

＜資産要件の対象となる資産の例＞

申告が必要な資産	提出物
預貯金（普通・定期）	通帳の写し【（1）名義・銀行名・支店・口座番号が分かる部分と（2）最終の残高（申請日から2ヶ月以内）が分かる部分の写し】
有価証券（株式・国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告（申請書に記入）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書の写し

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。

【対象とならない資産】

生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

《お問い合わせ先》

京丹波町総合福祉課高齢福祉係

TEL：0771-82-1800